

駒場団地自治会規約細則

(趣旨)

第1条 駒場団地自治会規約に基づき、種々の実施細目を定める。

(会長を含む各役員の選出)

第2条 駒場団地自治会規約第 10 条に、会長を含む各役員は毎年輪番制で選ばれる者の中での互選で選出することが規定されており、会長を含む各役員の選出は、同規約第 21 条第 2 項(1)恒例的、定例的な行事に含まれる。

(役員の兼務業務)

- 第3条 ① 会長は、原則として駒場団地地区市政協力員、取手市市民憲章推進協議会員、社会福祉協議会福祉委員、日本赤十字社地区奉仕員、駒場団地自治会自主防災会会長および防犯パトロールの会の役員を兼務する。
- ② 副会長は、原則として取手市廃棄物減量等推進員、寺原公民館運営協力員、寺原地区よい子を育てる協議会の会員および駒場団地自治会自主防災会副会長を分担して兼務する。
- ③ 7 役は当年度および次年度の環境整備専門部会の委員を務め、副会長の一人はその書記を務める。
- ④ 防災担当役員は防犯業務も担当し、自主防災会の総務を兼務する。
- ⑤ 班長は自主防災会の当年度の班長、次年度の副班長を務める。
- ⑥ 諮問委員会の委員長は、役員が兼務できない。

(会費)

- 第4条 ① 会費は、一世帯月額 200 円とし、原則として 3 か月毎にまとめて納入する。
- ② 新入会員は、入会金 600 円を前納し、徴収期間(月単位)の残存期間分から納めることとする。

(特別会費)

- 第5条 ① 特別会費は、一世帯月額 200 円とし、原則として 3 ヶ月毎にまとめて納入する。

② 新入会員は、徴収期間(月単位)の残存期間分から納めることとする。

(賛助金、寄付金など)

第6条 社会福祉協議会、消防団後援会、日本赤十字会などへの賛助金、ならびに赤い羽根共同募金、歳末助け合い募金などの寄付金を会費に上乗せして納入することとする。

(賛助会員の会費等)

第7条 賛助会員の会費、特別会費、賛助金、寄付金などについては、当面は一般会員の規定に準じて納入するものとする。

(弔慰金)

第8条 弔慰金について次の通り定める。

- ① 会員が死亡した時は、香料として一律 5,000 円を支出する。
- ② 遺族の希望のある時は、役員は葬儀手伝いなどの支援をする。

(保険)

第9条 必要に応じ「自治会活動賠償保険」および「火災保険」などに加入する。

附則

- 1 法人認可日以前の細則を改定し、法人認可された 2017(平成 29)年 4 月 17 日から施行する。
- 2 2017(平成 29)年 4 月 17 日に施行したものを改定し、2022 (令和 4)年 4 月 1 日から施行する。
- 3 2022(令和 4)年 4 月 1 日に施行したものを改定し、2026(令和 8)年 4 月 1 日から施行する。